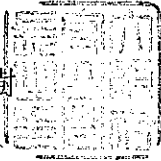




守人第 198 号の 2
平成 29 年 12 月 15 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



2017 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 本年度の年末一時金は、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.85 か月の計 2.225 か月とする。
- 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.4 か月の計 1.2 か月とする。
- 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 6 年末一時金の支給日は、12 月 8 日とする。

○ 平成 29 年度の人事院勧告等に伴う給与改定については次のとおりとする。

(1) 給料の改定は、国の改定に準じて平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

本年度の年末一時金は、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.325 か月とする。

なお、平成 30 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期は、期末手当 1.225 か月、勤勉手当 0.9 か月の計 2.125 か月とし、12 月期は、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.9 か月の計 2.275 か月とする。

(2) 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.25 か月とする。

なお、平成 30 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期は、期末手当 0.65 か月、勤勉手当 0.425 か月の計 1.075 か月とし、12 月期は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.425 か月の計 1.225 か月とする。

また、正規職員以外の賃金・一時金は、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。

(3) 平成 30 年 1 月 1 日より国に準じ退職手当を引き下げる。

(退職手当の調整率を 87/100 から 83.7/100 に引き下げ)

(4) 平成 30 年 6 月より勤勉手当の基礎額について国に準じ扶養手当を対象外とする。

※ 給与改定分については、12 月議会議決後速やかに支給する。

※ 職場改善については、次のとおりとする。

○ 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて過重な超過勤務の解消に努めていく。

○ 休暇については、計画的な年次有給休暇を取得できるよう、できる限りの手段を講じていきたい。

○ メンタル不調者に対する取り組みについては、ストレスチェックの結果を活用した研修会を新たに実施したところであるが、今後ともメンタル不調の未然防止に向け努力をしていく。